

積金ファンド総合口座取引追加規定

1. (総合口座取引)

この通帳は、定期性総合口座取引のうち、定期預金およびこれを担保とする当座貸越のお取引にご使用になることができます。この場合、この通帳は、定期性総合口座の「定期預金担保明細帳」(以下「担保明細帳」という。)となります。

担保明細帳のお取引は、定期性総合口座ならびに次の追加条項により取り扱います。

なお、普通預金および担保明細帳記載の定期預金を担保とする当座貸越のお取引は、別にお渡しした定期性総合口座通帳に記載します。

- (1) 担保明細帳には定期性総合口座の定期預金・担保明細を記載します。
- (2) 定期性総合口座規定第 11 条における「預積金」には担保明細帳の定期預金も含むものとします。
- (3) 普通預金口座を解約する場合は、定期性総合口座通帳のほかこの担保明細帳も持参してください。

2. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上